

熊本県農業共済組合行動計画

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき、全職員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2 内 容

計画Ⅰ 産前産後休業など制度の周知

【目標】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】

総務担当者会議等により説明するとともに、該当する職員に対し周知する。

計画Ⅱ 年次有給休暇の取得促進

【目標】

年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

【対策】

年次有給休暇が取得しやすい環境を整備するとともに、取得状況を把握し計画的な取得に向けて、職員への周知を行う。